

水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令

水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成二十七年内閣府、財務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第三号）の一部を次のように改正する。

様式（別紙2を除く。）中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項、第九条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和二年十二月二十八日

- 内閣総理大臣 菅 義偉
- 総務大臣 武田 良太
- 法務大臣 上川 陽子
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 野上浩太郎
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 国土交通大臣 赤羽 一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引) 第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 「一〇十二 略」 十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの 「イ・ロ 略」 ハ 特定事業者がその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う取引であって、当該顧客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるもの (1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。	(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引) 第四条 「同上」 「一〇十二 同上」 十三 「同上」 「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」

- (2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。
- (3) 当該顧客等の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることが確認できること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たっていることが明らかであること。

2

〔略〕

3 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 〔略〕

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、第一項第十三号イからハまでに掲げる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

〔イ〕り 略

又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項ム若しくはニに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(1) 令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

(2)

〔略〕

〔ル〕カ 略

〔二・三 略〕

2

〔同上〕

3

〔同上〕

一 〔同上〕

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、第一項第十三号イ又はロに掲げる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕り 同上

又 〔同上〕

(1) 令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

(2)

〔同上〕

〔ル〕カ 同上

〔二・三 同上〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は又は第三号イ若しくはは二に掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。))の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は又は第三号二に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〕五 略

〔3・4 略〕

附則

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は又は第三号イ若しくはは二に掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。))の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は又は第三号二に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〕五 同上

〔3・4 同上〕

附則

(平成三十年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例)

第六条 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引(現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。)のうち、平成三十年七月豪雨に係る寄附のために行われるもの(当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるもの)に限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 平成三十年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

(平成三十年北海道胆振東部地震に起因して生じた事態に対応するための特例)

第七条 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引(現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。)のうち、平成三十年北海道胆振東部地震に係る寄附のために行われるもの(当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合に

〔条を削る。〕

(令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例)

第六条 〔略〕

2 令和二年七月豪雨に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。

この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

おけるもの限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

(令和元年台風第十九号に起因して生じた事態に対応するための特例)

第八条 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引(現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。)のうち、令和元年台風第十九号に係る寄附のために行われるもの(当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるもの)に限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

(令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例)

第九条 〔同上〕

2 令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

- 備考 1 届出書は、顧客ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 全て西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名(外国人の氏名を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。
- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまともりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドライン)における番号を記入すること。
- 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号(第25条関係)

年 月 日

殿 事業者名
代表者名
疑わしい取引の届出について
犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出特定事業者	
届出番号	(年) (号) (番号) 別署名・実業種・代理店等名称
役職	担当名称
本店 平・所在地	
支店等(代理店等) 平・所在地	
電話番号	内線番号
顧客等に関する情報	
フリガナ	
氏名(法人名)	
フリガナ	
通称・異名等	
個人・法人の別	生年月日(設立日) 性別
国籍	在留資格
電話番号	
電子メールアドレス等	
平・住所(所在地)	
ビル名等	
職業(事業内容)	
勤務先名(その他の連絡先)	勤務先の事業内容
平・住所(所在地)	
ビル名等	
届出理由	
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無
備考	

- 備考 1 届出書は、顧客ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 全て西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名(外国人の氏名を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。
- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまともりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドライン)における番号を記入すること。
- 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号(第25条関係)

年 月 日

殿 事業者名
代表者名
疑わしい取引の届出について
犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出特定事業者	
届出番号	(年) (号) (番号) 別署名・実業種・代理店等名称
役職	担当名称
本店 平・所在地	
支店等(代理店等) 平・所在地	
電話番号	内線番号
顧客等に関する情報	
フリガナ	
氏名(法人名)	
フリガナ	
通称・異名等	
個人・法人の別	生年月日(設立日) 性別
国籍	在留資格
電話番号	
電子メールアドレス等	
平・住所(所在地)	
ビル名等	
職業(事業内容)	
勤務先名(その他の連絡先)	勤務先の事業内容
平・住所(所在地)	
ビル名等	
届出理由	
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無
備考	

2 **第二條** この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

第一條（経過措置）この命令は、公布の日から施行する。

附 則（施行期日）

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第 4 号（第 25 条関係）

年 月 日

殿

事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号（第 25 条関係）

年 月 日

殿

事業者名
代表者名
所在地
部署・担当者
電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。